

交運労協 FAX ニュース NO. 13

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2020年5月27日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

地域公共交通活性化・再生法改正法案

参議院本会議で可決・成立！

5月27日、「地域公共交通活性化・再生法改正法案」が参議院本会議で可決され、成立した。

2月7日に提出された同法案は、4月16日に衆議院本会議で可決後、参議院に付託され、5月20日の参議院本会議では交運労協政策推進議員懇談会の森屋隆議員が共同会派を代表して質問に立ち、26日の国土交通委員会において12項目からなる附帯決議が付されたうえで可決されていたものである。

同附帯決議では、一項で新型コロナウイルス対策を求めたうえで、二項で「国及び地方公共団体は、持続可能な地域公共交通の確保及び維持のために安定的な財源の確保を図ること」、三項で「公共交通に従事する者の確保、育成及び定着に配慮するとともに、自動車運転者等の賃金及び労働条件の改善について幅広く検討すること」、四項で「地域公共交通計画の作成に当たり、地方公共団体における組織体制の充実のための支援を強化すること」、七項で「ライドシェアは引き続き導入を認めないこと」、十項で「クリームスキミング規制について、必要に応じてその見直しを検討すること」など、本法案に対して交運労協が主張していた内容が盛り込まれている(別紙参照)。

今回の地域公共交通活性化・再生法改正により、5月20日に成立した独占禁止法特例法と相まって、乗合バス事業者間の共同経営が可能となる地域公共交通利便増進事業が創設されるなど、新たな制度設計が施されることになる。

しかし、衆参の附帯決議に盛り込まれたように、交運労協の「一丁目一番地」とも言うべき政策要求である「安定的な財源の確保」および「人材の確保・育成・定着」という課題は、依然残されたままである。交運労協は、今回の法改正を踏まえ、持続可能な地域公共交通の確立に向けて、引き続き全力を挙げる決意である。

以上

